

〔論 説〕

信頼，信認，信用の基本構造（Ⅰ）

—金融論の核心—

齊 藤 壽 彦

目 次

はじめに

I 信頼

- 1 信頼の概念
- 2 特定の関係のある者の中で成立する信頼
- 3 社会的信頼

II 信認

- 1 信認の概念
- 2 特定の関係のある者の中で成立する信認
- 3 社会的信認

以上本号，以下次号

III 貨幣に対する一般的信認

- 1 一般的信認の概念
- 2 物品貨幣，金属貨幣に対する信認
- 3 紙券貨幣に対する信認
- 4 預金貨幣に対する信認
- 5 国際通貨に対する信認

IV 信用

- 1 信用の概念
- 2 信用の3層構造
- 3 商業信用
- 4 銀行信用
- 5 債券信用
- 6 公信用
- 7 国際信用

V 擬制的信用，擬制信用

- 1 擬制的信用
- 2 擬制信用

むすび

はじめに

2002年に『信頼・信認・信用の構造——金融核心論——』という本を刊行した。その

後改訂版を出版したが、その内容を大きく変えることなく今日に至っている⁽¹⁾。この間、貨幣金融をめぐる状況は大きく変化し、またこの分野に関する新たな研究も数多く発表された。そこで貨幣金融、証券の核心をなす信頼、信認、信用の構造に関する新たな論文を執筆することにした。本論文は金融論 (money and banking) を担当した48年間におよぶ私の大学教員生活における研究をとりまとめるものでもある。

「人間の生活活動」の中で「経済活動」が重要な役割を果たす。生産、流通、分配、消費という経済活動を対象とする経済学においては、財貨・サービスに基づいた人間の関係を明らかにすることが重要な課題となる。貨幣論及び銀行論、さらには証券論も包含する金融論は経済学の一環をなすから、金融論は金融取引関係を通じた人間の関係を明らかにするものでなければならない。

人間関係の根本をなすのは道徳的社会秩序の根本をなす信頼関係である。この信頼関なしている。金融取引も信頼関係を基礎としている。したがって、金融論においてもこの信頼関係を明らかにしなければならない。

本研究で取り上げるのは道徳的社会秩序の根本をなす信頼であるが、この信頼についてはさまざまな解釈がなされている。信頼に関する研究が近年大きく進展した。学問の諸領域で信頼との関係が検討されてきている。だが複雑な信頼の概念については様々な解釈がなされており、定説はできていない。また金融の分野における信頼との関係についての研究が立ち遅れている。本論文においては信頼の概念を整理するとともに、金融論の観点から信頼をとらえることとする。

広義の信頼は、信頼一般、信頼が客観的事実に裏付けられた信認、将来の貨幣支払約束に対する信頼としての信用という3つの形態を包含する。金融においては信頼、信認、信用が核心をなすのでそれらの重要性を認識しなければならない。

信頼 (信頼一般)、信認、信用という言葉はよく知られている。また信頼、信認、信用に関する研究は膨大に存在する。だが、その内容は極めて多岐にわたるので、信頼、信認、信用のそれぞれの概念に立ち入ってその内容をよく整理しないと議論が混乱する。また信頼、信認、信用を支える条件を明らかにしなければそれらを理解したことにはならない。信頼、信認、信用の概念を体系的に整理したものはほとんどない。研究分野が極めて多岐にまたがるからである。

信頼、信認、信用は密接に関連しており、これらの全体像の中に金融を位置づけないと貨幣金融論を正しく理解できない。信用に基づく銀行の取引は、取引相手の信頼についての評価を必要とするし、貨幣を貸出す銀行は貨幣に対する信認を前提として取引を行っている。

本研究は信頼の概念を整理したうえで、貨幣金融論の観点から信頼、信認、信用の基本構造を明らかにしようとするものである。

本論文では研究では貨幣論、銀行論の基礎をなす信頼一般概念をまず検討する。その概念規定の整理を行う。その上で信頼一般と金融との関係を明らかにする。

I 信頼

1 信頼の概念

信頼一般の研究は20世紀にはいるまでは、もっぱら心理学の分野において行われており、個人間の心理関係に関心が払われていたが、その後社会学、社会心理学の分野で集団的な信頼関係も考察されるようになった。最初に既存の信頼概念の整理をしておきたい。

バーナード・バーバー（Barnard Barber）は信頼を「自然的秩序及び道徳的社会秩序の存在に対する期待」と最広義に定義し、その上で、道徳的社会秩序に対する期待の方を検討している。本稿で取り上げる信頼はこの道徳的社会秩序に対する期待としての信認である。

このような信頼（trust）は、広い意味では、ニクラス・ルーマンによれば、自分が抱いている種々の（他者あるいは社会への）期待をあてにすることである⁽²⁾。信頼とは自らと関係のあるものなどが期待に沿ってくれることを信ずることといえる⁽³⁾

信頼には期待という意味があるが、これは期待する側が実態から離れて強い願望をこめた期待ではない。現在の状況を大きく変化することを期待するというものではなく、「裏切らない」という言葉で表現されるような期待である⁽⁴⁾。

このような信頼が、社会生活の基本である。

信頼は対人関係や社会関係、経済関係の円滑な働きを促進する潤滑油としての役割を果たしている⁽⁵⁾。

信頼は、経済の発展などをもたらす源ともなる。1980年代から1990年代前半にかけてソーシャル・キャピタル論が台頭してきたが、この議論においては、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）が社会の効率性を高め、経済・社会の発展を図ることができるとされている。社会関係資本とは、人間の協調的な行動を促す「信頼」、 「規範」、 ネットワーク（絆）などを基礎とした人間集団のことである⁽⁶⁾。アメリカの政治学者パットナムは、「ソーシャル・キャピタル」（信頼、規範、ネットワークなどの社会的仕組みの特徴）が協調的行動を容易にさせることにより、社会の効率を改善させると主張した。パットナムは社会関係資本の中でも特に信頼を重視した。フランシス・フクヤマ著（1996）は、信頼が企業と国の繁栄を約束し、社会を改革する推進力であると論じた⁽⁷⁾。

信頼は、人間についての知識と無知の間の中間形態である。完全に知っているものは信頼する必要がないであろうし、完全に知らないものは信頼することができない⁽⁸⁾。

信頼は社会関係において常に成立すること限らず、信頼の欠如あるいは不信が生ずることもある。

信頼に関係する概念として「信頼性」や「信頼感」がある。

「信頼性」とは情報や人や組織についての信頼に値する傾向のことである。これには4つの解釈がある。

第1が、信頼（trust）は相手が自らの期待通りに行動することを期待するものであって、信頼は信頼する側の特性であり、信頼性は信頼される側の特性であり、相手の人間性（信頼性）が信頼する側の人間に正確に反映するとは限らないとするものである⁽⁹⁾。「他の人が期待する社会的機能を期待通りに遂行する程度」であって、他人からは不確実にしか推測できない人間の意図が含まれる信頼性がトラストワージネス（trustworthiness）と呼

ばれる⁽¹⁰⁾。このような信頼ができること、信頼に値することを trustworthiness といい、このような状態を trustworthy という。

第2が、「ある属性を同一条件下で繰り返し測定した値がどれくらい安定しているかを示す概念」として捉えるものである⁽¹¹⁾。工学の分野などでみられるこの客観的信頼性がリライアビリティ (reliability) と呼ばれる。

第3が、情報が実態を正しく反映しているかどうかを捉えるものである。企業情報を検討する会計の分野では信頼性 (reliability) が重視される。

第4が、クレディビリティ (credibility) である。これは真実性、正しさを期待できるというものである⁽¹²⁾。

「信頼感」(sense of trust) とは自分が相手を信頼できるという感覚を持つことをいう。信頼は相手の意図を客観的に分析するだけでなく、相手の気持ちを感じ取ることによって生まれる⁽¹³⁾。

「信」(trust) に関する概念には、「信頼」以外に、「信念」、「威信」、「信仰」などがある。「信念」(conviction) とは、ある教理や思想を固く信じて動かない心であり、反対の事実があってもゆるがない精神である。「信頼」よりも強い期待である。

「威信」(trust with dignity) とは威厳をもった信頼である。

「信仰」(faith) とは神に対して信頼 (trust) を置くことである⁽¹⁴⁾。

2 特定の関係のある者間で成立する信頼

(1) 誠実さや他者への思いやりに基づく信頼

1) 誠実さや他者への思いやりに基づく信頼の概念

信頼にはきわめて様々な形態がある。小山虎編著 (2018) では、政治学、社会心理学、経営学、教育学、医療における信頼、機械・ロボットに対する信頼など様々な信頼がとりあげられている⁽¹⁵⁾。本論文では対人間的信頼以外の信頼も考察する。

信頼には特定の関係のある者間で成立する、個別の情報に基づく信頼がある。この信頼をまず取り上げる。

信頼には、第1に、自ら (個人や組織) と特定の関係のある者 (個人や組織) が期待に沿ってくれることを信ずるというものがある。ここでの特定の関係は、よく知り合った個人の間だけではなく、利害関係を有する個人や組織の間の関係を含む。

信頼には期待に共通する人間の心理、心というものが存在する。信頼の基礎概念として挙げられるのは心理的期待である。

社会心理学においては、山岸俊男氏が指摘されたように信頼の中には能力に対する期待とは区別された「相手の意図に対する期待」としての信頼があり、この中には「人格的信頼」があるとされている。これは相手が自分を搾取しようとする意図をもっていない (裏切らない) という期待の中で、相手の人格、相手の人格の高潔さや相手が自分に対して持つ感情についての評価に基づくものであり、相手が信頼に値する行動を持つ人間であることを期待する、相手が信託された責務と責任を果たすことを期待するというものである。相手が自分を搾取しようとする意図をもっていないという期待の中で、相手が自分の利益を考えて裏切らないであろうと評価する「安心」としての評価とは別のものである。人格的信頼の中には、相手が自分の利益よりも他者の利益の方を尊重することに対する期待が

含まれている⁽¹⁶⁾。山岸俊男氏は特定の相手に対する情報に依存した情報に基づく信頼の中で、相手が自分に対して持っている感情や態度に基づく「人間関係の信頼」や「安心」に基づく信頼とは区別される、相手の一般的な人間性に基づく信頼を「人格的信頼」と呼んでいる⁽¹⁷⁾。

人格的信頼については、相手が自分中心ではなく、自分の犠牲にしても、他者のことを心から考えるなどというという「人格」(personality)の持ち主であるということに基づく信頼ということを強調しておきたい⁽¹⁸⁾。

倫理観の高い人に対する信頼がここでいう信頼に含まれる。孔子の『論語』や新渡戸稲造著の『武士道』などのなかで挙げられている「仁」(慈悲、愛情・寛容・同情・憐憫・惻隱)、「恕」(他人の立場や心情を察する気持ち、思いやり、自分が欲しくないことを他人にしてはいけないということ)、「誠」(約束を守る誠実さ)という、徳目から生ずる信頼などがこうした信頼に当たるといえよう⁽¹⁹⁾。これらは倫理、道徳にかかわっている。「真摯さ」は正直さを意味し、これは信条・言葉と行動が一致していることであり、人々はこのような「誠実」という徳目を持っている人や会社・経営を信頼する⁽²⁰⁾。

このような人格的信頼は、個々の人間関係を円滑にするうえで重要であるといえる。

経済取引においても取引相手に対する人格的信頼が重要な意味を持っている。

相手のことを思いやる(恕)ために相手が嫌がることをしない人は心から信頼できる。この信頼の核心は誠実である。言ったことを確実に守る人は裏切らないことが期待できる。信頼においては「誠実」(インテグリティ, integrity)という概念がとくに重要である。

「誠」という言葉には、言ったことが成るとい意味が込められている。「インテグリティ」の本来の意味は、言うことと行うことが一貫し、そこにぶれが無いことである⁽²¹⁾。

信頼は個々の人間に対してだけ存在するものではない。R.M. カプランは、信頼には①制度的信頼 (institutional trust), ②他者の誠実性 (sincerity), とともに③用心深さ (caution) の要素があることを指摘し、単次元の対人的信頼だけでなく複数次元の対人的信頼があることを指摘している⁽²²⁾。

信頼は個人の会社に対する信頼としても成立する。会社とはももとは人の集まり、(company), 「人的結合」を意味していた。「会社それ自体」をとらえたものが corporation である (中條秀治 (2016) 29 ページ)。この会社に対する信頼は、会社を構成する人に対する信頼を包含する。企業が経営をするうえで直接的または間接的に影響を受ける利害関係者のことをステークホルダーというが、直接的ステークホルダーとして従業員、取引先・顧客、株主が挙げられる。ロバート・ブルース・ショー (1998) が述べているように、会社の発展のためには信頼が必要である。会社の経営者やリーダーが社員から信頼されなければならないし、取引先・顧客や株主から信頼されなければならない。この信頼を得るためには、会社の経営者やリーダーが業績をあげること、真摯であること (言葉において正直であり、行動において一貫性があること)、人を大切にすることが必要である (28-30 ページ)。

1990年代以降、信頼に関する研究は個人間の信頼に関する研究から組織間の研究にまで対象が拡大してきた⁽²³⁾。信頼は組織間においても成立する。組織間信頼のなかには打算型信頼 (自己利益に基づくもの)、知識型信頼 (相手組織について十分な情報があることに基づくもの)、一体型信頼 (相手組織の願望や意図への共感などに基づくもの) があるとされる⁽²⁴⁾。一体型信頼の中に人格的信頼が含まれている。組織間信頼は人格的信頼

と無関係ではない。

信頼を扱う本論文においては信頼概念を個人間だけでなく組織間の関係においても用いる。組織間で存在する信頼は、組織と組織との間でも「約束厳守の信頼」(contractual trust) などという形で成立する。民法における「信義誠実の原則」(当事者が相手の信頼にそむかず誠意をもって行動しなければならない) という原則を遵守することが信頼にとって重要となる⁽²⁵⁾。

約束遵守の信頼とは、取引関係のある者の中で、契約上の合意(約束)が守られている限りにおいて成立するものである。この信頼は、「約束を守る」という倫理基準を取引関係を維持するということを前提としている。これは誠実(sincerity)ということが重要となる。組織間信頼は人格的信頼と結び付いている。

経済取引を考えると、取引相手に対する個人的、人格的信頼とともに組織間の約束履行などに関する信頼を重視する必要がある。本論文では個人間信頼、組織間信頼に共通する信頼の基礎概念として、「誠実さや他者への思いやりに基づく信頼」という概念を提起したい。この核心は、誠実で、約束を破って他人や組織に迷惑をかけないことに対する期待ということができる。相手に対する思いやり、その基礎をなす誠実を重視する者に対する信頼は個人に対する人格的、心理的信頼だけを意味するものではなく、個人の組織に対する信頼、組織間の信頼をも包含する。信頼の第1を人格的信頼としなかったのはこのためである。

商取引においては、取引相手のことを第1に考えるということが顧客からの信頼をもたらす。江戸時代の近江商人が有していた「三方よし」(売り手よし、買い手よし、世間よし)という経営哲学は、売り手、買い手が満足するとともに社会に貢献できてこそよい商売といえるという考え方であるが、買い手、売り手の双方の利益を考えることが取引業者間の信頼をもたらす。

2) 銀行における、誠実さや他者への思いやりに基づく信頼

誠実さや他者への思いやりを重視する人や組織に対する信頼は金融取引においても重要である。まず信頼重視という銀行経営の根本原則について述べておく。孔子は『論語』の中で「民は信なくんば立たず」(民無信不立)と述べている。これは「人民は信がなければやっていけない」ということである(金谷治訳注『論語』岩波書店、1999年、230-231ページ)。このことは経営においても言えることである。さらに銀行においてもいえることである。このことは次のことから明らかである。渋沢栄一は「信なくして顧客との信頼関係はなく、人としての成長もない。物事の礎に信を置くべきであるとして、1878年の第二十九国立銀行(伊予銀行の前身)の開業に際して同行の進むべき道を「信為萬事本」(信を万事の本と為す)という5文字に託して示した(『金融ジャーナル』2016年6月号、6ページ)。

三十四銀行副頭取の一瀬桑吉(1981)は、銀行にとって信頼、信用が重要であることを十分に認識しており、「銀行は、信用を基礎として立つ、信用は生命にして万事の本たり、信を失えば則ち立たず」(3ページ)、銀行の経営の任に当たる重役および幹部は、銀行と終始を一にする覚悟を以て自信と真面目とを持ち、常住不断の努力と忍耐とを忘れず、その精神が経営の上に実現し、おのずから「内外の絶対信頼を受くるに至らんことを要す」(4ページ)と述べている。

この信頼を得るためには銀行家や銀行員の高い人格が必要であり、一瀬彗吉（1981）は、「銀行家は高雅なる品性を養い、崇高なる人格を保つべし」（38ページ）、「銀行の信用は、畢竟その構成分子たる個人の信用の集積なることを忘るべからず」、「行員は軽佻浮薄を避け、気風を尚び、品性の向上涵養に努め」るべきである（44ページ）ということを指摘している。

人格の信頼や銀行の信頼確保、これによる銀行経営の安定化のためには銀行員の言行一致、誠実・誠意が必要である。この重要性について一瀬彗吉（1981）は、銀行重役が言行一致の典型とならなければならない（7ページ）、「銀行の経営は、先ず銀行の本義を会得し、勇氣あり力ある誠を以て、之を實地に施すにあり」、誠実にして職務に熱心な行員は必ず存在を認められる（42ページ）、行員は誠意をもって力を尽くすべきである（47ページ）。「節制ある行員を有するものは、堅実なる銀行たることを証明す」（56ページ）ということに言及している。

銀行が取引相手から信頼されるためには顧客重視という経営姿勢を持つことも必要であるが、これについても一瀬彗吉（1981）は看過していない。すなわち、「客を重く見よ」（39ページ）、「顧客を重んじ、親切を尽くすは銀行繁昌の本なり」（60ページ）、ということを指摘しているのである（寺田欣司（1997）、齊藤壽彦（2014）35-39ページも参照）。

次に銀行と取引先との信頼関係について立ち入って述べよう。銀行の取引先としては預金者と貸出の相手とが挙げられる。

銀行にとっては預金者から信頼されることが重要である。預金はいつでも預金者に預金金額を支払うという銀行の約束を預金者が信頼した取引である。

イギリスでは個人銀行が多く設立されていた当時においては、銀行を経営する地方名望家への個人的信頼が大きな役割を果たしていた⁽²⁶⁾。この個人的信頼は、バジョットが述べたように、誠実（integrity）などという人格的信頼性、銀行が財産（wealth）を有することから生ずる預金者の安心感、預金支払いを確実にする銀行家の経営能力（ability）に支えられていた。預金者は銀行家の生活態度を見て銀行家を信頼した⁽²⁷⁾。株式銀行化が進展すると、個人的信頼の役割は低下し、銀行経営の安定化、預金支払能力が預金獲得のために重要となっていく。現在では銀行が預金者から信頼を得るためには銀行が支払能力を確保することが重要となっている。このためには銀行のディスクロージャーが必要である。

銀行の固有業務の中に貸出業務がある。貸出業務は借り手が後で借入金を返済するという約束を信頼、信頼した取引である。あとで貨幣を支払うという約束を信頼した取引が信用と呼ばれる。この貸出においては借り手に対する銀行の信頼が前提条件となる。

貸出に際しては貸出審査が行われる。審査に際しては借り手の人格的信頼度、担保・保証などに基づく安全性や借り手の支払能力などが審査される。

人格的信頼度評価においては性格が評価される。誠実さや謙虚さが人間的信頼性の構成要素である。誠実な性格の持ち主は約束を果たすことが期待でき、人格的に信頼できる。借り手が支払約束を果たすことを重視する銀行は、このような人格的信頼を重視する。

支払約束に対する信頼としての信用は、担保・信用保証から得られる安心に基づく信頼や支払能力に対する信頼だけでなく、相手が心から支払約束を果たそうとしていることを期待できるという意味での信頼にも基づくものである。借入金返済の確実性は支払い約束を果たそうとする支払意志、支払意欲によっても規定される。

約束を守り、言行が一致しており、自分の利益ではなく心から相手のことを考えて相手を裏切らないということが返済意志を規定している。借り手が支払約束を破って銀行に迷惑をかけることなく、返済するという約束をきちんと守るということで銀行が借り手を信頼することが銀行貸出審査の根底をなしている⁽²⁸⁾。

このような信頼の詳しい説明は信用論の課題となる。

金融機関、銀行が借り手から受ける信頼も金融機関経営にとって重要である。借り手である企業は金融機関との取引において、「事業への理解、信頼関係の構築」を求めている。顧客との信頼関係を構築することが金融機関にとって顧客を確保し経営を維持するうえで重要である⁽²⁹⁾。

財務諸表や担保・保証に過度に依存しない事業性評価融資においては金融機関と借り手である中小企業経営者との直接対面に基づく信頼関係の構築が重要となる。事業性評価融資を行うためには、金融機関職員は、金融機関は財務分析だけでは把握しきれない企業の「定性情報」を的確に吸収し合理的な評価を加えて企業の総合的な評価を行うための「目利き力」を向上させなければならない。このためには金融機関職員、特に地域金融機関職員は、顧客と気軽にいろいろな情報のやり取りができる関係を構築して本音ベース、実体ベースの話聞きだせるようにしなければならない。このためには金融機関、金融機関職員は、取引先経営者等と信頼関係を構築することが求められる⁽³⁰⁾。

澁谷耕一氏は、銀行経営者が借り手の経営者から信頼を勝ち得るためには、面談の中で経営者から信頼してもらうことが大切であり、誠実であること、約束を守ること、聞かれた質問や投げかけられた課題には早く回答することが必要であるが、特に重要なことは、相手の話をじっくり聞くことである、と述べている⁽³¹⁾。信頼関係構築の第一歩は金融機関と借り手との対話である。

今日では中小企業の顧客の事業性評価に基づいて顧客に経営上のアドバイスをする 것도銀行が顧客から信頼されるために必要となっている。

銀行における信頼は銀行の顧客に対する顧客本位の営業に基づく信頼を含む。だがそれは、自己の利益を犠牲にしても顧客に尽くすという信託を意味するものではない。

(2) 安心としての信頼

信頼には、相手が、自分の利益を第1に考えて、他者を裏切ったならば自分が損をするから裏切らないという意図を有していることから生じる信頼である。これは心からの信頼ではなく、「安心」(assurance)としての信頼である⁽³²⁾。

安心としての信頼は、銀行においては、貸出に際して、銀行が借り手から担保を徴求したり、銀行が信用保証協会などから信用保証契約をとりつけ、信用保証協会が日本政策金融公庫と信用保険契約を締結したりするような場合に成立する。銀行は担保や信用保証を利用することによって損失を回避または制限することができるから、安心して貸出業務を行うことができる。

銀行信用と呼ばれる銀行貸出は銀行が借り手の支払約束を信頼した取引であるが、担保や信用補完(信用保証及び信用保険)に基づく取引は、心からの信頼に基づいた取引ではなく、安心に基づいた取引である。銀行が担保や信用保証を求めるのは心から借り手を信頼しているのではなく、借り手が契約どおりの返済をしないことを疑っているからであり、

借り手が支払約束を契約通りに履行しないことを恐れているからのである。この場合の銀行の借り手に対する信頼は銀行の損失回避のための安心としての信頼とすることができる。

安心としての信頼は、銀行と個人としての借り手との間に成立するとともに銀行と借手企業との間においても成立する。

担保には、第1に、債務者である借り手の支払不履行が生じた場合に、担保を取り立ててそれを処分して、得た資金を返済金に充当することによって債権者である銀行の損失を回避するという役割がある。

第2に、借り手が担保を没収されることを恐れて銀行に借入金を支払おうとすることを銀行が期待できるようにするという役割がある。これが債権者である銀行に安心感をあたえたとともに、債務者である借り手に返済を心理的に強制する⁽³³⁾。

担保を徴求する場合に生ずる銀行と借り手との間に成立する信頼は、動産や不動産という担保物件に基づく損失回避への期待というだけでなく、返済意欲をかりたてるといふ人間の心理に働きかけることによる損失回避への期待というものでもある。融資実行後の借り手企業の行動を貸し手が観察できない場合、担保はデフォルト時の借り手の損失を大きくするため、無理な事業拡張や経営努力の弛緩等を抑制するものとして機能する⁽³⁴⁾。

担保の提供者である借り手が銀行の期待に沿って行う返済行為は借り手自身の利益のために行うものである。この意味ではそこに成立する信頼はまさに安心としての信頼である。

信用保証の場合に借り手が支払不履行に陥ると銀行は信用保証協会などから代位弁済することによって損失を回避でき、銀行貸出を安全なものにする。またそれが銀行に安心感を与え、借り手の支払約束に対する信頼に基づいた銀行貸出を円滑化する。

このような安心としての期待としての信頼が銀行貸出において重要な役割を果たしているのである。

(3) 能力に対する期待としての信頼

信頼には能力に対する期待としての信頼がある。飛行機のパイロットの操縦能力が高いことに対する期待から乗客のパイロットに対する信頼が生じる⁽³⁵⁾。

繁栄と成長に必要な「業績を上げる」経営は、顧客、上司、部下、同僚、株主からの経営陣の経営能力に対する信頼をもたらす⁽³⁶⁾。

能力には様々の能力がある。したがって、能力に対する信頼にはさまざまな形態がある。

銀行の借り手に対する信頼は、借り手の返済能力に対する期待としての信頼が大きな役割を果たしている⁽³⁷⁾。

銀行の企業・事業への貸出に当たっては企業の経営力が審査される。この経営力の源泉となるものが知的資産である。これが企業の経営力を規定し、これが企業の支払能力を規定する。借り手の支払約束に対する信頼は借り手企業の支払能力によるところが大きい。

銀行自身も預金の支払能力がなければ預金者から信頼されない。銀行の経営能力については信用の章で論述したい。

(4) 会計情報に対する信頼

会計情報が財務の状況を正しく反映しているときに信頼性が高いといえる。情報の送り手が事実を正確に誠実に伝えていると受け手からみなされれば、その情報は信頼できる(信

じて頼りきれぬ)ものであるといえる。粉飾決算は会計に対する信頼を喪失させるものである⁽³⁸⁾。

坂井恵(2020)は、会計には信頼形成機能があるとして、次のようなことを指摘している。会計は、財産委託者と財産受託者との間で行われるコミュニケーションとなるものである。会計は、財産委託者(出資者や投資家)に対して、財産受託者(株式会社及び経営者)の意図や能力等に関する情報を提供することにより、特定の株式企業及び経営者に対する財産委託者の信頼の形成に寄与する。また信頼される会計制度を通じて株式会社が社会から信頼されるようになる、と⁽³⁹⁾。

資本市場の信頼性を確保し、成長資金が供給されるようにしていくためには、企業が財務情報を適正に開示することが必要である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指すうえでも、自らの財務状況を的確に把握し、株主・投資家と共有することが必要である。会計監査は、このような企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支えるものである。このため、公認会計士法第1条において、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事情活動、投資者および債権者の保護等を図る」と規定されている⁽⁴⁰⁾。

このように、会計において会計情報の信頼性の確保が重視されているのである⁽⁴¹⁾。

会計情報には統計には「正確性」、「客観性」が求められるが、これらに対する信頼は人間的要素が無関係ではなく、その信頼には不正をしない人間が前提されている。会計情報の信頼性(reliability)は情報を処理する人間の信頼性(trustworthy)を前提としている⁽⁴²⁾。

統計も真実の情報を伝えることによって信頼性をえなければならず、統計の改竄は統計に対する不信を招く⁽⁴³⁾。統計については特定の関係者間で活用されるとは言えないので、ここでの説明は割愛する。

銀行にとっても財務情報の信頼性確保は必要である。銀行自体の財務情報の正しさが銀行経営の健全性につながる。

また銀行の信頼性のある財務情報の公開、透明性の確保とアカウントビリティの確保は、ステークホルダーからの信頼の獲得に寄与する。預金者、借手、株主などから銀行経営者や銀行への信頼確保のためにそのことが必要である。

銀行は貸出に際して借り手に財務諸表の提出を求め、これを審査する。この財務諸表は信頼性のあるものでなければならない。

3 社会的信頼

(1) 社会的信頼概念

関西大学社会的信頼システム創生センター編[2016]は人間関係を信頼を媒介としてとらえたものを広く社会的信頼(social trust)と呼んでいる⁽⁴⁴⁾。人間の集まりを社会とすればこのような解釈が成り立つ。

人間関係の形態はさまざまである。信頼には、前述のよく知られた特定の個人や組織の間の私的信頼(「特定化信頼」)がある。

それ以外にも信頼は広く存在する。

このような信頼としては、第1に、同じグループ、カテゴリー、コミュニティーに属す

るものに対する信頼がある。これは一般的な道徳に従うとともに、ある特定のグループの規範に従うもの間で成立する集団的信頼である。これは「グループの信頼」、「カテゴリー的信頼」であるといえる。フランシス・フクヤマは、信頼とは「コミュニティの成員たちが共有された規範に基づいて規則を守り、誠実に、そして協力的にふるまうということについて、コミュニティ内部に生じる期待」とされ、この信頼が社会にある程度行き渡っていることから生じる諸能力が「社会資本」と定義され、これが経済的繁栄を説明すると述べている⁽⁴⁵⁾。

離れた不特定多数の一般の他人に対する信頼もある。アスレイナーは不特定多数の他人に対する信頼、社会全般に対する信頼を道徳主義的信頼(moralistic trust)と呼んでいる⁽⁴⁶⁾。

道徳主義的信頼を基礎としなくても、個別的関係に基づく情報ではなく公開された情報に基づいた他者一般に対する信頼が成立する。市場経済の発展した社会においては個人や企業がこのような信頼に基づく取引を行っている。

第3に、国家など多くの者に共通の便益を与えるもの、公共的性格を有するものに対する信頼がある。これは信頼する側の心理的期待に基づくものではなく、それが持続的に機能するという、多くの人々に共通の便益を与えてくれることに対する期待としての信頼である。多くの人に共通する関係を有するものに対する信頼がある。そのようなものとして「システム信頼」を挙げることができる。ここには制度に対する信頼が考察されることになる。

ルーマンは、信頼には人格的信頼とシステム信頼とがあるとし、とくに後者を重視する⁽⁴⁷⁾。ルーマンはコミュニケーションを重視し、複雑な人間のコミュニケーション活動を秩序立てるものとして制度的仕組み（システム）があり、このシステムはコミュニケーションを構成要素とするところから、システム信頼をコミュニケーション・メディアに対する信頼であるとして、貨幣、真理〔学術〕、政治的権力を代表的なコミュニケーション・メディアとしている。システム信頼が存在することは認めるが、本論文ではこれを情報システム、貨幣・金融システム、政治システム等の社会システム（制度）に対する信頼であるところからとりたい。システム信頼は個人間で成立する対人間的信頼とは異なる。

コミュニケーション・メディアは情報の記録、伝達、保管の媒体と考えるべきであろう。情報システムとは、佐藤敬氏によれば、組織体（または社会・個人）の活動に必要な情報の収集・蓄積・処理・伝達・利用に関わる仕組みのことであり、広義には人的機構と機械的機構からなる⁽⁴⁸⁾。「情報システム」を中心としたシステムがうまく機能していることに対する人々の信頼が社会の経済の安定化を支えている。このシステムの維持は、直接的には対人的信頼から独立しているが、これを管理する人間の管理態勢を必要とするから、これに対する信頼はこれを管理する人間への信頼を前提しているといえる。

社会全般に大きな影響を与えるものとして国家や中央銀行を挙げることができる。多くの国民が中央銀行や国家を信頼するという信頼が存在する。中央銀行や国家をシステムととらえることができる。それらに対する信頼はまずそれらの維持可能性に対する信頼といえる。だが、その信頼には、それらが国民に心配しなくて心穏やかに過ごせることを保証してくれることに対する安心を与えてくれるものであり、それをもたらししてくれることを人々が中央銀行や国家、政府に期待するという意味の信頼もある。

神野直彦（2010）は、国民の安心を保障するのは制度ではなく、制度を支える人間の絆

であり、生活に困っても他者が生活を支えてくれるという人間の絆への信頼こそが安心を保障するのである、民主主義における財政とは、人間が生きていくうえで遭遇する困難を、共同負担、共同責任で解決する「分かち合い」の経済である、共同の困難を解決することが財政の使命である、と述べ、このことを財政に期待している⁽⁴⁹⁾。財政制度はこれを規定する財政政策に対する国民の期待（信頼）と結び付いているのである。

政治学の分野では、政治制度それ自体に信頼性（trustworthiness）があれば人々の間での信頼（trust）がなくても政治制度への信頼が成立するという議論と、政治制度が公正・公平に取り扱っていると認知することによって見知らぬ他者への信頼が醸成されるという議論が行われていることを付記しておく⁽⁵⁰⁾。

第4に、特定の人や組織が多くの人や社会から高い評価を受ける信頼もある。これはよく知られた特定の個人や組織の間だけでなく、よく知られていない特定の個人や組織の間にも存在する。これは個人や特定の企業などが社会において望ましい行動をしており、社会的責任を果たしているとして国や地域社会の多くの人から評価されることから生じる信頼である。これは「社会的に責任あるものとして社会から受ける信頼」または「社会的信用」（reputation）ということができる。近江商人が重視した社会貢献活動は社会から信頼される経営を行うものであったといえる。社会に対して不誠実な行為を行うことは社会的信頼、社会的信用をなくすることになる。企業は利益追求を図るだけでなく、「社会の利益を考えて行動し、善良な法人であれば当然払うであろう注意をもって行動していかなければならない（善管注意義務）。「社会の利益を考えて行動するというのは、社会の持続的成長に貢献するよう事業を」展開していくことである。それは、市場の需要を満たすだけでなく、市場の健全なルールを守り、さらには途上国や将来世代の利益を考え、人権尊重、環境保護、労働問題などに積極的に取り組んでいくことである⁽⁵¹⁾。

企業が持続的に成長し社会（国や地域社会）から高い評価を得るためには、企業倫理を確立し、社外取締役によるコーポレート・ガバナンス、外部監査法人、監査役・監査委員会による適法性の監視、企業の業績についての妥当性の判断などについてチェック・アンド・バランスを図るシステムの構築することが求められる。社会から社会的に責任ある企業として信頼される企業の評価基準として、①経営活動のプロセスに社会的公正・倫理性、環境への配慮を組み入れていること、②社会的商品・サービス、社会的事業の開発を行っていること、③企業の経営資源を活用した地域への支援活動を行っていることがあげられている⁽⁵²⁾。

企業は利潤追求を図るだけでなく、社会に有用な付加価値及び雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担っている。そのために高い倫理観をもって社会的責任を果たさなければならない。こうしたことについて社会から信頼されなければならない。

日本経済団体連合会は1991年に「企業行動憲章—持続可能な社会の実現のために—」を制定し、現在に至っている。この中（2017年改訂版）で、企業が持続可能な社会の実現を図るための以下の10の行動原則を挙げている。①社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。②公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ。③企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダー

と建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。④すべての人権を尊重する経営を行う。⑤消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適正な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。⑥従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。⑦環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。⑧「良き企業市民」として、積極的に積極に参画し、その発展に貢献する。⑨市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。⑩経営トップは本憲章の徹底を図る。

このような活動を行うことによって企業が社会から信頼されることになるのである。

本論文では、社会システムに対する信頼および社会全体から受ける高い評価（良い企業。社会的に責任ある企業としての評価）を社会的信頼と呼びたい。これは社会心理学などの分野で言われている一般的信頼とは異なる概念である⁽⁵³⁾。

(2) 社会的信頼と金融

銀行の貸出は相対取引であるから銀行の取引先への信頼は特定化信頼ということになる。銀行と特別の関係を持つもの以外の者との信頼に関しては様々の形態がある。

銀行の信頼性のある会計情報の公開（デスクロージャー）が銀行のステークホルダーからの信頼に寄与するが、これは社会の不特定多数のものからの信頼を銀行にもたらすことにもなる。社会から信頼されるための銀行となるための条件については後でまとめて論述する。

金融に関係するシステムに対しては多くの者が信頼している。これには大多数のものが信頼していることが多い。このような信頼は社会的信認と呼ぶことができる。銀行のコンピュータシステム、銀行システム、金融政策当局の正しさ、財政の持続性などに対して社会的信認が成立している。これについては社会的信認のところで述べることにする。

多くの人々の生活の安定をもたらすことが中央銀行や国家への信頼をもたらす。金融政策や政策金融による生活の安心確保を通ずる中央銀行や国家への社会的信頼の確保について立ち入って検討する。

中央銀行の金融政策の下で物価が安定していることは市民、国民の生活の安定化に寄与している。これが人々に安心感を与え、中央銀行に対する信頼をもたらす。

金融の分野においては、政府系金融機関の政策融資や公的信用補完制度（信用保証協会の信用保証制度および日本政策金融公庫の信用保険制度）は中小企業の資金調達を支援するために行われている⁽⁵⁴⁾。日本政策金融公庫や商工組合中央金庫は自然災害や経済危機から生じる中小企業の打撃を軽減化するためにセーフティネット（安全網）貸付・セーフティネット保証を行った。1998年10月から2000年3月まで、政府の決定のもとに「中小企業金融安定化特別保証制度」が設けられ、これにより約9600先の倒産が回避された。リーマンショック後に「緊急保証制度」が設けられ、これにより約1万61100先の倒産が回避された。東日本大震災に際しては大規模な東日本大震災特別貸付・東日本大震災復興金融保証が実施された⁽⁵⁵⁾。こうしたことは企業の倒産回避、雇用維持を通じて人々の暮らしと地域経済社会の安定化に寄与した⁽⁵⁶⁾。

このようなことも人々に安心感を与え、人々の生活の安定化を通じて政府に対する信頼、

社会的信頼をもたらしているといえるのである。数多くの人、大多数の人が中央銀行や国家を信頼しているという意味ではこのような信頼は社会的信認であるといえることができる。

銀行に対する信頼には社会から受ける高い評価としての信頼がある。次に民間銀行に対する社会からの信頼の獲得の確立について立ち入って検討する。

銀行が社会から責任ある企業として信頼されるためには約束を守ることなどの企業倫理を大切にしなければならない。

銀行は収益性や銀行業務の健全性を図るとともに、公共の原則を守らなければならない。このために、銀行は、①公序良俗に反する融資は行ってはならず、②国民経済の発展に寄与する融資（中小企業に対する融資等）を行わなければならない、③環境関係融資など社会的責任に配慮した融資を行うことが望まれている。前述のコーポレート・ガバナンス、適法性の監視、妥当性の判断に基づく企業の社会からの信頼の獲得は銀行についても当てはまる。地域金融機関が地域密着型金融を行い、地域社会の発展に貢献することも公共性の原則にあった活動である。地方創生における地域金融機関の役割と課題については齊藤壽彦（2016・9）を参照されたい⁽⁵⁷⁾。こうした活動が、銀行が社会からの信頼を得ることに寄与するのである。

銀行は、金融サービス業の中核として、高い公共性を有し、広く経済社会に貢献していくという重い責任を負っている。全国銀行協会は、1997年9月に「倫理憲章」を制定し、2005年にこれを「行動憲章」に改め、今日に及んでいる。その中（2018年改訂版）の第1条で、「銀行の公共的使命」として、銀行の持つ公共的使命の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図る」ことが挙げられていた。銀行が「社会からの期待に真摯に応え」、信頼の確立を図ることの重要性が認識されていたのである。全銀協は銀行が社会から信頼されることを求めたのである。

「行動憲章」は、具体的には、まず第1に、銀行が質の高い金融サービスの提供を図らなければならないとし、「顧客本位の業務運営」を通じて、お客様のニーズに応えなければならないとしている。これは顧客からの信頼を得るために重要なことである。同憲章はまた、テロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保など顧客の利益の適切な保護にも十分配慮した金融サービスを提供しなければならないとしている。

第2に、銀行は、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行しなければならないとしている。

第3に、経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、銀行をと取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、自らの企業価値の向上を図るとともに、社会からの理解と信頼を確保すよう、広く社会とのコミュニケーションを図らなければならないとしている。

第4に、銀行がすべての人々の人権を尊重することを求めている。

第5に、働き方の改革従業員の職場環境の充実を求めている。

第6に、銀行が環境問題の取組むよう求めている。

第7に、銀行が社会に参画してその発展に貢献することを求めている。

第8に、銀行が反社会的勢力との関係を遮断し、テロ等の脅威への対応を行うことを規定しているのである。

このようなことを行うことが、銀行が社会から信頼されるようになるのである。

Ⅱ 信認

1 信認の概念

信頼を限定に用いる概念として「信認」と「信用」とがある。

信じて認めるという信認（confidence）概念は、信頼のなかで、確実性の高い概念で、個人の主観よりも客観的事実の方をより重視した概念である。

信認（confidence）は前述の信頼（trust）と同様の言葉として用いられることがある。この場合には信認は経済取引における信頼にウエイトを置いているといえよう。ソーントン⁵⁸は、経済取引において、後払い取引が行われる「商業信用」における商人間の信頼関係をコンフィデンス（confidence）と呼んでいる⁵⁸。ナッセは、信用とはある人の将来における支払能力に対して与えられた信認（confidence）であると述べており、信認概念については、对人的な信頼関係よりも経済的支払能力に対する信頼にウエイトを置いている⁵⁹。

人格的信頼に対してシステムに対する信頼を信認と呼ぶ場合もある⁶⁰。

信頼から相対的に独立した概念として信認概念をとらえる場合には、これを大別して、私的信認と社会的信認に分けることができる。

私的信認（特定の私的関係のある者の中で成立する信認）は個人や個別企業などの間に成立するものである。この信認の中には信頼から相対的に独立した概念としての信託と信認関係などがある。その本質は、信頼と同じくインテグリティ（誠実）である⁶¹。これは私的信託の場合は、委託を受けた者は受益者（委託者または委託者が指定した者）の利益のために行動しなければならないということとなる。このような信認は委託者と受託者の間の一定の取り決めに基づく。

信認概念を立ち入って検討しよう。

2 特定の関係のある者の中で成立する信認

(1) 信託

1) 信託の概念

「信頼」(trust)の中から、18世紀や19世紀初頭の判例集に「信認」(confidence)という言葉が現れるようになった。この信認を指す語も trust と呼ばれていた。この信認の中に、財産の信託や信認関係が混在していた。信託の歴史は古い⁶²。

やがて、一般的な意味における信頼（トラスト）や信認（コンフィデンス）という幅広い内容を持つ用語の中に含まれていた信託が、これらから独立して、財産の信託に関して現代的意味を持つ限定した概念としての「信託」概念として用いられるようになった⁶³。

信託とは、所有する財産を、信頼できる者に託し、その運用・管理を任せる仕組みである。財産の信託もトラストと呼ばれた。名義上、財産は受託者（trustee）に移されるが、その管理・運用は受益者（beneficiary）のために行われなければならない、運用会社や受託者は受益者のために行動しなければならないという忠実義務（フィデューシャリー・デューティー、fiduciary duty）を有し、運用に伴う損益は受益者に帰属する。

信託は、受益者である信託財産の所有者が財産運用の損益リスクを負担する。これは、

預金を預かる銀行が預金を自己責任の下で貸出に運用して、銀行が損益リスクを負担するという銀行信用とは異なる。

信託法上、信託の受託者は、信託事務遂行義務、善管注意義務、忠実義務、公平義務、分別管理義務、情報提供義務、および信託事務の第三者委託等に関連する義務等の義務を負う⁽⁶⁴⁾。

信託される財産は金銭、有価証券、商品などの動産、不動産などさまざまある。

我が国では現在、「信託法」に基づき信託銀行や信託会社等が信託業務を行っており、金融機関は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づいて信託銀行や信託兼営金融機関が信託業務を行っている。

金融論においても信託業務を注目しなければならない。

2) 証券投資信託

信託された財産を証券に運用するのが証券投資信託（投資信託）である。投資信託は、投資家から集めた資金をまとめて、これを運用の専門家に株式や債券などに運用することを託し、運用収益（あるいは損失）を投資家に分配する仕組みである。

投資信託の仕組みは次のようなものである。「投資信託運用会社」（投資信託委託会社）が投資信託という金融商品を作成し、これを証券会社、銀行などの「販売会社」を通じて販売する。これによって多くの投資家から資金を集め、集めた資金を大きな資金としてまとめ、この資金を信託銀行（または信託業務を行う銀行、信託会社）が保管・管理する。この資金の運用については、専門家である運用会社が株式や債券などに投資するようことを決定する。信託財産の運用の委託者（trustor）となる運用会社の指図を受けて受託者である信託銀行等が株式や債券の売買を行う。運用成果（収益または損失）が受益者である投資家に分配される。

信託財産の運用を受託者に指図する投資信託委託会社は受益者である投資家のために忠実に義務を遂行するよう義務づけられている。信託財産は受託者である信託銀行等の固有の財産からは明確に区分して分別管理されている。

投資信託の原則は、共同投資、分散投資、専門家による運用・管理である。

わが国では1951年に「証券投資信託法」が制定された。証券会社が証券投資信託委託会社（運用会社）となり、投資資金を運用した。投資信託運用会社で作られた投資信託は、証券会社を通じて販売され、「信託銀行」等が資金を保管し、運用会社の指図を受けて株や債券の売買を行った。銀行における投資信託の販売は、1997年12月、銀行の投資信託委託会社（証券会社）への店舗貸しという形で開始され、1998年12月には金融システム改革法が施行され、証券取引法上の登録金融機関において証券投資信託受益証券等の販売が可能になり、銀行等における投資信託の窓口販売が開始された。今日、証券会社だけでなく銀行での投資信託販売も重要な役割を果たすようになっている。

金融証券論においても今日重要性を増大させている証券投資信託が注目されなければならない。

3) 金融事業者における「フィデューシャリー・デューティー」（金融商品に携わる金融事業者の顧客本位の業務運営）

2014年9月の金融庁の金融行政方針の中で、「フィデューシャリー・デューティー」（金融事業者の「受託者責任」）という概念が新しい概念として導入された。これは2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」と日本語で呼ばれるようになった。

この場合のフィデューシャリー・デューティーとは、金融事業者は顧客からの信頼を絶対に裏切ることができないという規律である。金融事業者に適用される顧客本位のこの原則は貯蓄から資産形成への推進を念頭に作成された。

金融庁は、投資家本位の業務運営を行うための原則を定めた。この「顧客本位の業務運営に関する原則」は、①顧客本位の業務運営に係る方針の策定・公表、②顧客の最善の利益の追求、③利益相反の適切な管理、④手数料の明確化、⑤重要な情報の分かりやすい提供、⑥顧客にふさわしいサービスの提供、⑦従業員に対する適切な動機づけの枠組み等の7原則からなっている⁽⁶⁵⁾。

金融庁が大胆な路線転換に踏み切った背景の1つに、著しく投機性の高い投資信託が、著しく高額な手数料のもとで、大量に販売されていて、投機性ゆえに生じた収益も、手数料を控除すれば何も残らないという事態が横行していたという事実があった⁽⁶⁶⁾。

「フィデューシャリー・デューティー」は投資信託だけではなく金融商品一般にも適用されるとされている⁽⁶⁷⁾。

すでにいくつかの金融機関が「フィデューシャリー宣言」を公表している。この宣言は、①「宣言」本文、②内部規範としての「宣言」の履行規程と履行遵守状況を確認する内部統制手続き、③「宣言」の基準を過去に適用して行う自己点検の3つの要素から構成されなければならない⁽⁶⁸⁾。

金融商品の買い手と売り手との間には法的には投資信託における投資運用業者や信託銀行等にみられるような忠実義務は発生しない。金融庁のいうフィデューシャリー・デューティーは、信託における忠実義務の履行を拡大解釈して金融商品の販売会社にまでこれを求めたものである。

銀行貸出においても顧客本位の銀行経営が重要である。だがそのことは預金に依存する銀行の経営の健全化への配慮を離れては存在しえない。フィデューシャリー・デューティーという関係は銀行と借り手の間には生じないといえるのである。

(2) 信認関係

1) 信認関係の概念

信託概念が信頼から独立化するとともに、これを除いた信認に関する法的概念として、信認関係（フィデューシャリー・リレーションシップ、fiduciary relationship）という概念が生まれた。1850年代以降にこの用語が定着した。

信認関係は、信認（confidence）を基礎とし、委任者から委任を受けた受託者（fiduciary）が信認義務（fiduciary duty）を忠実に果たすということである。受託者はみずからの利益を図るのではなく、委任者である受益者の利益のために行動しなければならない。これを忠実義務（フィデューシャリー・デューティー）という。信託だけでなく信認関係においても忠実義務が重要である。

信認関係の代表的な例として、本人 (principal) と代理人 (agent)、事務弁護士と依頼人、会社の取締役と会社との関係などをあげることができる⁽⁶⁹⁾。

2) 銀行取締役と銀行との信認関係

銀行取締役と銀行との間には信認関係がある。銀行経営者は銀行から託された業務を忠実に果たさなければならない。これが人々の財産を守る責任を果たすことになる。

会社法により、会社の取締役は「忠実義務」を負うこととされている (同法 355 条)。また、会社と取締役との関係には、民法における委任の規定が適用されるため、(会社法 330 条)、取締役は、その職務を遂行するにつき、「善管注意義務」を負う (民法 644 条)。

会社法における取締役の「忠実事務」は、「取締役がその地位を利用し、会社の犠牲において自己または第三者の利益を図ってはならないという義務」を意味する。他方、「善管注意義務」は「職務の遂行にあたって注意深く行動する義務」を意味する。

銀行経営者には「経営判断原則」の適用が認められており、銀行の取締役に経営判断が認められているが、「善管注意義務」や「忠実事務」を果たさなければならない。一般の事業会社の取締役に比べて、より高度な注意義務を負うことになるという見解もある⁽⁷⁰⁾。

銀行の取締役は高い職業倫理観を涵養し、すべての職員に対して内部管理の重要性を強調・明治する風土を組織内に情勢する責任があり、内部管理の各プロセスにおける自らの役割を理解し、プロセスに十分に関与する必要がある。金融庁の『金融検査マニュアル』(2013年4月版)は、取締役が経営管理態勢の整備・確立を図らなければならないとし、これについて、①経営方針等の策定、②取締役の役割・責任、③組織態勢の整備、④モニタリングのポイントを示している。また、取締役が内部管理態勢の整備・確立を図ることを取締役に求めている。取締役の役割・責任については、取締役は、金融円滑化の推進、法令等の遵守、顧客の保護および利便の向上、リスク管理の重要性を理解しなければならないと述べている。こうしたことが取締役の銀行との信認関係の維持のために必要なことである。

3 社会的信認

(1) 社会的信認の概念

社会の構成員の間で特定の取り決めを締結して成立するものではなく、特定の事柄について、数多くの人、大多数の人々や組織の間で暗黙の合意、共通認識が成立している場合の社会的信頼を本論文では社会的信認 (social confidence, public confidence) と呼ぶこととする。社会的信認は社会的信頼の一形態である。

情報システム、貨幣・金融システム、中央銀行の金融政策、政治、国家に対して成立する国民の信頼は社会的信頼といえることができるが、大多数の国民がこれらに対する支持、信認するという場合には、この社会的信頼は社会的信認といえることができる。

情報システムに故障や事故や機能不全がなく、要求された機能を果たし、メディアが真実の情報を伝え、また、貨幣制度・決済制度や金融システムが安定性を保ち、さらに、財政が節度を保ち、財政の維持可能性が確保されており、政治が民意を反映する制度となっている場合には、このような制度を個人や企業が個別に信頼するにとどまらず、多くの人々がそれを信頼しており、上記のシステムについて、特定の事柄について多くの人々の間で信

じて認めているという暗黙の合意が成立している場合、この社会的システム信頼を社会的システム信認とすることができる。多くの人が利用する鉄道が事故なく運行なく運行されていることに対しても社会的信認が成立する。（『JR西日本 CSR REPORT 2009-2010（企業考動報告書）3ページでは、鉄道会社である同社は世の中からの「信認」により存在が許されていると記されている）。

システム信頼は動揺する恐れがある。コンピュータシステムは故障・誤操作によりダウンする恐れがある。これをシステムリスクという。銀行のコンピュータの支障は多くの人の銀行決済システムに対する信頼を低下させる。情報システムは改竄、ハッキングされるおそれがある。ミス入力も起こりうる。インターネットを通じて偽情報が流されることもある。これらは社会の情報システムに対する信頼を低下させる。

銀行については個別銀行の破綻の連鎖によって信用秩序が崩壊する恐れというシステムミック・リスクが発生するおそれがある。

民主主義は、社会を構成する多数者の意志を反映する政治形態を意味する。これは政治に対する多数の国民の信認に基づくものである。だがそれは、少数意見を尊重するものでもある。政治に対しては国民の間で利害対立が存在するし、政治が民意を反映せず、政治不信も生じうる。政府の失敗については稲葉陽二・松山健士編（2002）110-117ページを参照されたい。

特定のことがらについての社会を構成するすべての人々の暗黙の合意に基づく信認を一般的信認と呼ぶとすれば、社会的信認は貨幣信認を除けば一般的信認とは言えない。

社会的信認は直接的には人格的、対人間的信頼を対象とはしていないとはいえ、人間への信頼と無関係ではない⁽⁷¹⁾。

（2）銀行のコンピュータシステムに対する信認の確保

銀行についてはそのコンピュータシステムに対する社会的信頼・信認が存在する。これはそれが問題なく機能するということに対する信頼・信認である。

それにはシステムリスクがある。これは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、金融機関が損失を被るリスクであり、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクである。

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等は顧客へも悪影響を及ぼす。コンピュータシステムダウンはコンピュータによる決済機能を麻痺させる。今日預金貨幣により決済が広く行われているのは、銀行のコンピュータシステムが円滑に機能しており、人々がそれを信頼、信認しているからである。銀行のコンピュータシステムの不備は、それを生じた銀行と取引している人や組織の当該銀行に対する信頼を喪失させるにとどまらない。そのシステムに対する社会の信認に傷がつくと決済が混乱し、数多くの人が銀行に対する信認を低下させる。

今日、証券取引はコンピュータを通じて売買取引とその決済が行われている。コンピュータシステムに混乱が生じると、証券会社が損失を被るだけでなく、顧客にも損失を与えるおそれがある。

コンピュータシステムによる決済は国民からの信認を受けて行われているのである。システムダウン等が生じないようにするために、金融機関はシステムリスク管理態勢の整備・確立を行わなければならない。これは金融機関の健全性および適切性の観点から極めて重

要である。

銀行経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う必要がある。銀行経営陣者は、システムリスク管理について、方針の策定、内部規程・組織態勢の整備、評価・改善活動を適切に行わなければならない。

管理者は、システムリスク管理態勢の整備確立を行わなければならない、システムリスク管理規程の整備とシステムリスク管理部門の態勢整備を行わなければならない。

こうしたシステムリスク管理態勢の構築により、銀行のコンピュータシステムに対する社会の信認が得られるのである⁽⁷²⁾。このシステムに対する信認は対人的信頼と完全に独立したものとはいえない。

(3) 銀行システムに対する社会的信認の確保

銀行システムはこれに対する社会的信認を前提として成り立っている。銀行システムに対する信認には様々な意味があるが、特に重要なのはその決済機能が信認できるということである。

銀行の固有業務は預金業務・貸出業務・為替業務である。銀行は預金を集め、これを貸出に運用するが、貸出を通じて預金を創造することも広く行われている。預金が預金貨幣または預金通貨として今日重要な役割を果たしている。銀行については信用の章において詳しく述べることとして、ここでは銀行システムの持続可能性に対する信認、銀行システム信認について検討する。

預金貨幣が貨幣機能を果たすのは預金を最終決済手段としての機能を果たす現金の形態で引き出さなくても、支払手段、決済手段として用いることができるということも多くの人々が信認しているからである。このようなことが可能であるのは、預金は引き出そうと思えばいつでも預金者が現金の形で引き出すことができるからである。

実際の預金をはるかに上回って預金通貨が創造（信用創造）されても預金通貨が貨幣として機能するのは、預金通貨の大部分が現金の形で引き出されずに預金の形態で用いられ続けるということを大多数の人々が信認しているからである。

預金通貨が銀行の内部で決済手段として移転する場合には、預金が現金の形で引き出されないで信用創造に問題は発生しない。だが、預金貨幣が他行への支払いに用いられた場合には、銀行間の債権債務の相殺によっても債務が残り、債務を抱えた銀行が債権を有する他行への支払いに応じられないという場合が出てくる。

銀行で資金不足が生じて、他の銀行や中央銀行からの借り入れによって資金不足を補うことができる。しかし常にこのことが可能であるわけではない。

銀行が経営難に陥り、銀行が突然の預金者の預金取り付けに直面して、多額の預金が現金の形態で引きだされ、銀行が破綻するという場合も起こりうる。

預金貨幣が預金貨幣として機能するのは、そのようなことがないということを経営者や人々が信認しているからである。ここには個別銀行に対する信用にとどまらない銀行システムに対する信認がある⁽⁷³⁾。

銀行システムに対する信認は不安定性を内包している。我が国においてはバブル経済崩壊後の不良債権問題に直面して1997～1998年に金融システムが動揺した。

銀行システムに対する信認を維持するためには信認維持方策が必要とされる。銀行検査・

監督や預金保険制度、中央銀行や政府による救済融資などがこれである。1998年7月に、速水優日本銀行総裁は、日本銀行の第一の役割は、金融市場における決済に支障が生じる事のないよう、適切な資金の供給に努めるなどして、金融システムの安定を確保することであると述べ、「景気回復」とともに「金融システムの信認回復」、「コンフィデンス」の強化策が当面の最大の課題であるとして、「金融システムの立て直し」に最大限の努力を払っていく覚悟を示した⁽⁷⁴⁾。

金融市場で金融システムをめぐる不安が急速につのると、個々の金融機関が破綻する前に政府が思い切った措置をとることが求められるとして、2002年2月に経済同友会は「金融システムの信認確立への政府の決断を求める」との政策提言を行った。

銀行にとっては銀行システム信認の維持が重要課題であるといえるのである。

(4) 金融政策当局に対する社会的信認の確保

1) 金融政策当局に対する社会的信認

社会的信認の中に金融政策当局に対する人々の信認を挙げることができる。その核心はその政策の正しさに対する信認である。中央銀行が通貨価値の維持に努め、この政策が途中で機械主義的に放棄される事のない、信認できる（クレディブル、credibleである）ものである、その政策の正しさ、真実性（クレディビリティcredibility）を多くの国民が認めることができれば、中央銀行に対する信頼を社会的信認（ソーシャル・クレディビリティ、social credibility）と呼ぶことができよう。

中央銀行関係者は、伝統的に通貨の「信認」を問題としてきたし、金融政策を遂行するに当たっては中央銀行に対する「信認」が金融政策の有効性確保の上で大きな役割を果たしていることを強調してきた。1970年代にアメリカが高インフレ率と高失業率に直面すると、フェルナー（Fellner）やサージェント（Sargent）は、通貨政策当局に対する信認（credibility）が得られれば、ディスインフレ政策のアナウンス効果がただちに十分に発揮され、インフレ率の低下が失業率の上昇というコストを伴わずに、インフレ率の引下げを実現できると信認（credibility）の重要性を指摘した⁽⁷⁵⁾。

日本でも江口英一氏が、明治前期の松方正義の紙幣整理政策が途中で放棄される事のない、十分信認に値するもの（クレディブルなもの）と民間経済主体が受けとめたことがインフレ率の低下をもたらしたと推定している⁽⁷⁶⁾。

金融政策が効果を十分に発揮するためには中央銀行、金融政策当局が国民から信頼、信認されることが重要である。インフレーションが発生した場合に中央銀行が通貨膨張を抑制して通貨価値、物価の安定を図ろうとしたときに景気後退や失業を恐れた国民からの不満の声が高まれば、その実行が困難となる⁽⁷⁷⁾。

2) 金融政策当局に対する信認の成立条件

中央銀行に対する信認にはいろいろの意味がある。それは銀行システム信認の一環をなすし、それが通貨価値の安定をもたらすことに対する期待としての信頼という意味もあるが、特にその信認にはその政策の真実性、正しさが信認できる（credible）という意味がある。

そのクレディビリティの必要条件は以下のとおりである⁽⁷⁸⁾。

①通貨価値の維持, 安定の手腕の保持

中央銀行当局者はこの政策目標を達成するための能力(アート, art)を持たなければならない。中央銀行のアートとは「よりよき通貨」を目指すための手腕のことである⁽⁷⁹⁾。

②政策スタンスの明確さ。

政策スタンスの明確さがなくてその政策に対する信認がないと失業に対するコストが高くなる。

③政策の一貫性維持と近視眼的な行動の回避

政策の一貫性がない場合には、政策当局に対する「信認」ともいべき「名声」(reputation)が失墜する。社会的に望ましい成果をえるためには近視眼的であってはならない。

④国民への「説明責任」(アカウンタビリティ)の履行

民主主義的な公的な機関の義務として、中央銀行は説明責任(accountability)を果たさなければならない。中央銀行当局者が国民に対して金融政策についてきちんと説明し、政策の透明性を確保し、政策の結果について責任をとることが中央銀行当局が国民から信頼・信認されるために必要である。

⑤中央銀行の政府からの独立性の確保。

中央銀行当局が国民から信認されるためにはその目的を実現しているという実績を挙げなければならない。物価の安定を確保するという中央銀行の目的を達成するためには中央銀行が政府から独立して金融政策を遂行すべきであるというのが歴史的教訓である⁽⁸⁰⁾。1998年に成立した改正日本銀行法は第4条において日本銀行は常に政府と連絡を密にしなければならずと規定したが、日本銀行研究会は、1996年11月に、インフレ的な経済運営を求める外部からの圧力を廃し、物価の安定を達成するためには、中央銀行に独立性を付与すること必要であると主張していた⁽⁸¹⁾。

⑥実現可能な政策目標の公表

中央銀行が実現困難な政策目標を掲げて金融市場に過大な期待を抱かせてその実績を挙げられなかった場合、中央銀行に対する信頼・信認が減退する。日本銀行は2013年1月に物価上昇率を年2%とするという政策目標を設定し、同年4月に「量的・質的金融緩和」という異次元金融緩和を開始し、デフレ脱却を実現するために、この数値目標を2年以内に実現するという目標達成の期限を定め、巨額のベースマネーの供給に努めたが、低経済成長や賃金水準の低下、抑制を背景とする消費需要減退のもとで、銀行借入需要は増大せず、9年近くたってもその約束は果たされなかった⁽⁸²⁾。インフレ目標2%という目標は人々に信認されず、そのことが2%物価上昇を実現できなかった一因であるということが指摘されている⁽⁸³⁾。日本銀行は2016年9月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策を導入した際、オーバーシュート型コミットメント(生鮮食料品を除く消費者物価指数の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続するという約束)によって2%の「物価安定の目標」の実現に対する人々の「信認」を高めようとした。このことはこの目標が人々に信認されていなかったことを日本銀行自身が認めたこととなる。2年以内という時期を限定して物価引上げ目標を設定してこの目標が達成されなかったことは、日本銀行の約束が果たされなかったという意味で日本銀行の信認が毀損されたことになるともいえる。

通貨当局に対する信頼は通貨当局の発行する通貨に対する信認によっても支えられる

が、これについては後述する。

（5）財政に対する社会的信認の確保

1) 財政信認の概念

政府は財政を通じて①資源配分、②所得再分配、③経済安定化という3つの機能を果たしている。

今日、金融の分野において国債が重要な役割を果たすようになっている。この国債は財政と深くかかわっている。国債が信用されるためには財政が信認されなければならない。そこで財政信認について立ち入って述べたい。

財政に対する国民の信頼、信認には様々の種類がある。国民生活を安定化することに期待するということや人々を公正・公平に取り扱うことに対する信認の意味もあるが、特に財政信認といえるものは財政の維持可能性、持続可能性（サステナビリティ、sustainability of public finance）に対する信認である。

財政の維持可能性とは、現存する政府債務の長期的な償還可能性である⁽⁸⁴⁾。これは、現時点では財政が破綻していない状態であって、遠い将来における政府負債のGDP比率が現時点と同水準に収束させることができるかどうかという基準に照らして判断される。これが現時点の水準に収束できると判断される場合に財政が維持可能ということになる。

財政が維持可能であるためには、国債残高の対GDP比率が増加した場合に、政府が基礎的財政収支を改善させる行動をとっていなければならない⁽⁸⁵⁾。

基礎的財政収支が均衡した状態では、政府債務が存在していても、名目成長率が公債の利子率よりも高ければ、財政は維持可能である。

インフレによる国債の財産価値の実質的低下、債務の実質的棒引きによる財政維持は、形式的には財政維持が可能である。だがこれは、国債所有者への実質的不払いを生じさせるから、実質的財政破綻とみなしうる⁽⁸⁶⁾。

2) 財政信認の成立条件

財政の維持可能性に対する信認は、国家の経済的信用力（支払能力や流動性保有）に大きく依存している。持続可能性の基礎となる。国家の支払能力は、基本的に徴税能力と歳出状況に規定される。国家の財政構造が財政の持続可能性に対する信認の基礎となる。

健全な財政とは税金を主財源として歳出を賄い、債務に依存しない財政であるといえる。

赤字財政が生じた場合、歳出削減、増税等を行うことによって財政収支の均衡を図ることが財政健全化である。政府債務の対GDP比率も財政の健全化といえる。財政の健全化は財政の持続可能性に対する信認の強化につながる。

財政信認を確保するためには、国債の支払いを確かにするための制度の整備、すなわち、財政健全化に寄与する財政規律に関する制度や国際償還制度の整備も必要である。

財政信認を維持するためには、財政健全化を達成しようとする強い姿勢を政府が示すことが重要である。そのためには財政規律の含めた「財政運営戦略」および中長期的財政健全化計画の策定が求められる⁽⁸⁷⁾。

財政信認には国家の「返済の意志」が大きくかかわっている。国がデフォルトを起こす

主な原因は、「返済能力」(ability to pay, capability to payment)ではなく「返済の意志」(willing to pay)であるということが指摘されている⁽⁸⁸⁾。

財政信認には国民の財政に対する意識が重要な役割を果たしている。政府が国民の命暮らしを守るということで国民から信頼、信認を得ているならば、財政の健全化のための政策を国民が甘受することを期待できる。政府に対する「信認の危機」(crisis of confidence)が生ずれば、政府の政策はうまく機能することができないのである⁽⁸⁹⁾。

政府が国民から信認を得るためには、政府が国民に対して説明責任(アカウンタビリティ)を果たすことが重要である。また政府が国債市場に対する説明責任を果たすことも求められる。政府の政策担当者に対する社会の人的信頼・信認も重要となる。

財政信認の維持は経済成長との両立を図ることが求められる。

国債残高が多くとも財政信認が維持されていれば国債相場が崩落することはないが、財政信認が失われれば国債相場が崩落する恐れがある。

このように信頼、信認が金融の分野の様々な分野で重要な機能を果たしているのである。

〔注〕

- (1) 齊藤壽彦 (2002), (2014)。
- (2) ニクラス・ルーマン (1990) 1 ページ。
- (3) ロバート・ブルース・ショー (1998) 22 ページ。
- (4) 齊藤壽彦 (2014) 29 ページ。
- (5) 山岸俊男 (1999) 56 ページ。社会学者ルーマンは、近代以降、社会・人々の関係の複雑性が増大するに伴って信頼の重要性が高まると考え、この信頼について、人間の人格的側面よりも機能的側面を重視し、社会的な複雑性を縮減するものと捉えている(ニクラス・ルーマン (1990)。齊藤壽彦 (2014) 28 ページ。畠山洋輔 (2008) 1-6 ページ)。
- (6) 内閣府国民生活局市民活動促進課(株式会社日本総合研究所受託調査報告書)『ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて』2003年6月、稲葉陽二 (2011) 等を参照。
- (7) フランシス・フクヤマ (1996) 27 ページ。稲葉陽二 (2007), ナン・リン著 (2008), 稲葉陽二 (2011), 稲葉陽二 (2021) などソーシャル・キャピタルに関する文献は数多いがそれを列挙することは割愛する。
- (8) ゲオルグ・ジンメル (1994) 1 ページ。
- (9) 山岸俊夫 (1998) 48-49 ページ。
- (10) 関西大学社会的信頼システム創生センター編 (2016) 7-16 ページ。
- (11) 小川一夫監修『社会心理学用語辞典』北大路書房, 1987年, 148 ページ。
- (12) 影浦峽 (2013) ではクレディビリティは情報や人などの適切性や真実性の度合いとされている (64 ページ)。
- (13) 齊藤壽彦 (2014) 28 ページ。
- (14) 齊藤壽彦 (2014) 29, 40 ページを参照。
- (15) 小山虎編 (2018)。
- (16) 山岸俊男 (1998) 35 ページ。山岸俊男 (1999) 19-21 ページ。
- (17) 山岸俊男 (1998) 44-45 ページ。
- (18) 人間を内面から規定する人格のなかで、この観察可能なものが「性格」(character)である(日本社会心理学会編 (2009)『社会心理学事典』丸善株式会社, 92 ページ)。
- (19) 齊藤壽彦 (2004) 2 ページ等を参照。新渡戸稲造は「恕」を「礼」の中に入れていた。
- (20) ロバート・ブルース・ショー (1998) 55-78 ページ等を参照。なお、ルーマンは、自らを人格として表出し〔表出された人格が性格といえるであろう〕、自分自身について伝達し、その事実通りに在る人が信頼に値する人であると考えている(ルーマン (1990) 70 ページ)。
- (21) 高巖 (2006) 51 ページ。

- (22) 関西大学社会的信頼システム創生センター編（2016）38 ページ。この「用心深さ」は、「初対面の人には、その人が信頼できることがはっきりするまでは、用心深くしたほうがよい」というように、他者から利用されることへの恐れを表す項目からなっている。
- (23) 川崎千晶（2019）2, 15-16 ページ。
- (24) 同上書，30-34 ページ。
- (25) 同上書，31 ページ。Sako（1992）は，組織間信頼を，「約束厳守の信頼」，「能力に対する信頼」（competence trust），「善意に基づく信頼」（goodwill trust）の3つに分類した。
- (26) 竹田茂（2001）151-152 ページ。
- (27) 齊藤壽彦（2014）35 ページ。
- (28) 齊藤壽彦（2018）14 ページ。
- (29) 齊藤壽彦（2019・3）7-8 ページ。
- (30) 齊藤壽彦（2019・3）8 ページ。
- (31) 澁谷耕一（2006）58 ページ。
- (32) 山岸俊男（1998）39 ページ。
- (33) 齊藤壽彦（2019・7）16 ページ。
- (34) 渡辺努・植杉威一郎（2008）145 ページ。
- (35) 山岸俊男（1998）35-36 ページ。
- (36) ロバート・ブルース・ショー（1998）37-54 ページ。
- (37) 齊藤壽彦（2014）102-103 ページ。齊藤壽彦（2018）6-16 ページ。
- (38) 会計情報の信頼性については齊藤壽彦（2014）31, 41-42 ページ等を参照。
- (39) 坂井恵（2020）35, 40 ページ。坂井恵（2018）は企業会計制度に会計専門職の制度が組み込まれたことにより，株式会社制度に対するシステム信頼がより安定的になったと述べている（61 ページ）。企業会計制度は直接的ステークホルダーとしての既存株主の信頼確保に寄与するだけでなく，情報公開を通じて株主となっていない一般の人々の企業への信頼確保にも寄与する。
- (40) 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言「一会計監査の信頼性確保のために一」金融庁，2016年3月8日公表資料，1 ページ。
- (41) 友杉芳正・田中博・佐藤倫正編著（2008）が財務情報の信頼性概念を包括的に考察し，「会計の信頼性」と「監査の信頼性」について検討している。
- (42) 同上書，5 ページ。
- (43) 2009年，ギリシャ政府が財政赤字の統計を過少に公表していたことが投資家の信頼を失い，金融市場で国債価格が暴落してギリシャ政府は新たに国債を発行することができなくなった。『朝日新聞』2022年1月16日付。
- (44) 関西大学社会的信頼システム創生センター（2016）23 ページ。
- (45) フランシス・フクヤマ（1996）5-6, 63-65 ページ。ソーシャル・キャピタルにおける信頼は特に集団的信頼に焦点をあてたものである。ここでは対人間間の信頼が考察されている。だがその範囲はさまざまである。個人レベルやコミュニティレベル（国，都道府県，郡，市町村，小学校・中学校区，職場，同窓会，趣味のサークル等）のものが存在する。稲葉陽二編著（2021）12, 33, 55-63 ページ，も参照。
- (46) 稲葉陽二（2007）37 ページ。
- (47) ルーマンの言う人格的信頼とは，自由な作為可能性のある能力を人格（person）として表出し，社会的に観察できるようにするということに対する他者の期待である（ルーマン（1990）70 ページ）。
ルーマンのシステム論については様々の解釈がなされている（村田裕志（2015）等を参照）。ルーマン（1990）は，法，政治，貨幣経済，学術などの機能システムを，人々の間の行動予知，行動接続に関連する社会学的意味作用の仕方に焦点を絞って論じているとする（188 ページ）。
「共通目的のために，意識的に調整された，2人以上の人間の，協働活動や諸力の体系」が「社会システム」であると言われているが，システム信頼については，見知らぬ多くの人に関わる組織，制度に対する信頼に限定することとする。社会システム論については西口敏寛（2008）4-23 ページを参照されたい。
- (48) 情報システムとは狭義にはコンピュータを中心とする機械的機構（コンピュータのハードウェア，ソフトウェア，データベース，通信・伝達装置，保管・蓄積装置，記録媒体など）であるが，情報システムの人的機構とは，組織体及び社会の仕組みをいい，その中には，その組織体または社会を構成する人間および実施手順，規則，制度，法律などが含まれる（細野公男，中嶋間多，浦昭二共編『情報社会を理解するためのキーワード：

- 2] 培風館, 2003年, 85-95ページ。
- (49) 神野直彦 (2010) 11, 122-123ページ。
- (50) 西山真司 (2018) 124-131ページ。
- (51) 高巖 (2006) 49-50ページ。ズーハネク (2017) は, 社会における企業の責任とは正当な信頼期待を実現することであり, これは約束を守ること, 現行のルールに従うこと, 道徳的な価値を守ることによって要約されると述べている (251ページ)。
- (52) 小林俊治・百田義治編 (2004) 3-5, 39ページ。
- (53) 未知の他人への信頼は「一般的信頼」(general trust) と呼ばれている。これは相手に関する情報が全くない状況においてその相手がどの程度信頼できるかというものである。山岸俊男氏によれば, これは特定の相手についての情報に基づく信頼 (「情報依存的信頼」, information-based trust) と区別された概念である (山岸俊男 (1998) 42ページ。関西大学社会的信頼システム創生センター編 (2016) 25-26ページ)。「一般的信頼」については, 他者の信頼性を見極める能力, 社会的知性が必要であるということや, 「人間である以外の情報がない」他者に対する一般的信頼は存在せず, 一般的信頼は一般的他者として想定したカテゴリーに属するものに対する信頼であるということが指摘されている (関西大学社会的信頼システム創生センター (2016) 27-33ページ)。坂井恵 (2020) は, この他者一般に対する信頼を, 誰もが道徳的規範や慣習, 礼儀作法などの社会的規範にしたがって行為することを期待することだと言える, と述べている (坂井恵 (2020) 37ページ)。稲葉陽二氏は, 信頼には特定の個人に対する信頼 (「特定化信頼」), 特定のグループ内の信頼, 社会全般への信頼 (「一般的信頼」) があるとし, 社会関係資本はこれらすべてを含むとしている (稲葉陽二 (2021) 10ページ)。
- (54) 齊藤壽彦 (2014・3) 9-38ページ, 齊藤壽彦 (2016・6) 24-54ページ, 齊藤壽彦 (2017・10) 20-32ページ等を参照。
- (55) 柴健次・太田三郎・本間基照編著 (2013) 129-142ページ。齊藤壽彦 (2014・3) 9-38ページ。
- (56) 齊藤壽彦 (2016・6) 36ページ。齊藤壽彦 (2017・10) 22ページ。
- (57) 齊藤壽彦 (2016・9) 38-44ページ。
- (58) ソーントン (1948) 41ページ。Thornton (1978) p. 75。
- (59) 齊藤壽彦 (2014) 33ページ。
- (60) 西山真司 (2019) 265-266ページ。
- (61) 高巖 (2006) 49ページ。
- (62) 齊藤壽彦 (2014) 7-48, 112-114ページ。植田淳 (1997) 8ページ。
- (63) 植田淳 (1997) 8ページ。
- (64) 「金融取引におけるフィデューシャリー」に関する法律問題研究会 (2010) 188ページ。
- (65) 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」2017年3月。森本紀行, 坂本忠, 谷崎由美編著 (2018) 9-10, 23-25, 86ページ。
- (66) 森本紀行 (2016) 94ページ。
- (67) 森本紀行 (2016) 88, 134, 180, 184ページ。森本紀行 (2018) 175-191ページ。金融庁が各金融機関に対してフィデューシャリー・デューティーの徹底を指示した際の対象となった金融機関は, 金融商品の開発, 販売, 助言, 運用, 資産管理に携わる金融機関 (金融事業者) であった。その基本的義務は, ①善管注意義務, ②忠実義務 (利益相反防止義務), ③分別管理義務である (「5分で読めるフィデューシャリー・デューティー徹底解説」NTTコム オンライン, 2018年2月6日)。
- (68) 森本紀行 (2016) 35ページ。
- (69) 植田淳 (1997) 3-12, 17ページ。信託や信認関係については樋口範雄 (1999) を参照されたい。
- (70) 「金融取引におけるフィデューシャリー」に関する法律問題研究会 (2010) 199-200, 208ページ。
- (71) 西山真司 (2019) 268, 286-288, 292ページ等参照。情報システムにおいては, 人間のミスや不正があればその信頼は失墜する。金融システムについても, 融資審査の担当者の審査に誤りがあれば銀行に不良債権が発生し, これが銀行システムの動揺につながる恐れがある。管理通貨制度のもとにおける中央銀行への国民的信認には金融政策を担当するものへの信頼が重要な役割を果たしている。政治などへの信頼については対人間的信頼が制度への必要条件になっている, 政治制度への信認などの場合には, 制度を運用する人々への人格的な信頼が重視されなければならないとの主張がある。国家や政治制度に対する信認とこれを担う人間に対する信頼とは無関係であるとはいえないであろう。

- (72) これらについては金融庁の『金融検査マニュアル』を参照されたい。
- (73) 銀行システムに対する信認については、大矢繁夫（2002）119-130 ページを参照されたい。
- (74) 速水優（2004）28-48 ページ。
- (75) 我孫子勇一・早川英男（1986）81, 83-84 ページ。例えば Otmar Emminger ブンデスバンク元総裁は、1980 年 5 月の日本銀行での講演「西独一中央銀行家の回顧」において次のように発言した。「中央銀行はその優先目標を誤解の余地のないように明らかにすることが重要であります。そうすることによってのみ、金融政策は十分な信認（credibility）を得るでしょう。そして、至るところでインフレ予想が広範化している現在、金融政策に対する信認が成功への不可欠な鍵となっています」と（我孫子勇一・早川英男（1986）81 ページ）。
- (76) 齊藤壽彦（2003）35-36, 39 ページ。江口英一（1990）298 ページ。
- (77) 齊藤壽彦（2014）84 ページ。
- (78) 齊藤壽彦（2014）73, 83-88 ページ。齊藤壽彦（2003）36, 39-40 ページ。我孫子勇一・早川英男（1986）93-97 ページ。深澤映司（2003）44-46 ページ。翁百合（1998）194-196 ページ。
- (79) 西川元彦（1984）217 ページ。西川元彦（1984）はセントラル・バンキングの神髄を「アート」であるとみなしている（216 ページ）。
- (80) 齊藤壽彦（2014）83 ページ。
- (81) 鐘ヶ江毅（1999）163, 184-185, 202-203 ページ。
- (82) 齊藤壽彦（2019・7）13-15 ページ。
- (83) 川本卓司・中浜萌（2016）9 ページ。リフレーション政策の下でインフレ目標が2%に引き上げられ、それが人々に完全に「信認」されれば、予想インフレ率は瞬時に2%にジャンプし、実際のインフレ率も素早く2%に収束すると考えられる。実際にそのようなことが起きない理由として、インフレ目標が人々に完全に真因されるまでには相応の時間を要することが指摘されているが、Hausman and Wieland（2015）は、大規模な金融緩和にも関わらず、予想物価上昇率が2%まで上昇しない理由として、インフレ目標に対する人々の信認の問題を挙げている（川本卓司・中浜萌（2016）8-9 ページ）。
- (84) 宇波弘貴編（2019）51 ページ。
- (85) 鎮目雅人（2009）153-155 ページ。
- (86) 齊藤壽彦（2017・3）2 ページ。
- (87) 齊藤壽彦（2013・6）49-54 ページ。
- (88) 齊藤壽彦 [2017・3] 2-4 ページ。カーメン・M・ラインハート&ケネス・S・ロゴフ著、村井章子訳 [2011] 63, 99, 101-102 ページ。
- (89) 齊藤壽彦（2013・6）44-59 ページ。齊藤壽彦（2017・3）4 ページ。

〔参考文献〕

- 我孫子勇一・早川英男（1986）「政策当局に対する『信認』とその意義：金融政策の有効性確保のための基礎条件」日本銀行『金融研究』第5巻第3号，7月。
- 一瀬条吉編（1981）『銀行業務改善隻語』復刻版，近代セールス社（初版は1927年刊）。
- 稲葉陽二（2007）『ソーシャル・キャピタル——「信頼の絆」で解く現代経済・社会の諸課題』生産性出版。
- 稲葉陽二（2011）『ソーシャル・キャピタル入門』中央公論新社。
- 稲葉陽二（2021）『ソーシャル・キャピタルからみた人間関係 社会関係資本の光と影』日本評論社。
- 稲葉陽二・松山健士編（2002）『日本経済と信頼の経済学』東洋経済新報社。
- 植田淳（1997）『英米法における信認関係の法理——イギリス判例法を中心として——』晃洋書房。
- 宇波弘貴編著（2019）『図説 日本の財政（平成30年度版）』財経詳報社。
- 江口英一（1990）「政策運営と『信認』の問題について——日本銀行設立の背景に関する

- 一検討——」一橋大学経済研究所『経済研究』第41巻第4号, 10月。
- 大矢繁夫 (2002)「銀行システムと信認支持—ドイツにおける預金保護と銀行監督—」会計検査院『会計検査研究』第26号, 9月。
- 翁百合 (1998)『情報開示と日本の金融システム』東洋経済新報社。
- 影浦峯 (2013)『信認の条件 原発事故をめぐることば』岩波書店。
- 鐘ヶ江毅 (1999)『新しい日本銀行 改正日本銀行法の研究』中京大学経済学部。
- 川崎千晶 (2019)『組織間信認の形成と維持』同文館出版。
- 川本卓司・中浜萌 (2016)「なぜ2%の『物価安定の目標』を2年程度で達成できなかったのか?——時系列分析による検証——」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No. 16-J-13, 12月。
- 関西大学社会的信認システム創生センター編, 与謝野有紀, 林直保子, 草郷孝好著 (2016)『社会的信認学: ポジティブネットワークが生む創発性』ナカニシヤ出版。
- 「金融取引におけるフィデューシャリー」に関する法律問題研究会 (2010)「金融取引の展開と信認の諸相」日本銀行金融研究所『金融研究』第20巻第4号, 10月。
- 小林俊治・百田義治編 (2004)『社会から信認される企業 企業倫理の確立に向けて』中央経済社。
- 小山虎編著 (2018)『信認を考える リヴァイアサンから人口知能まで』勁草書房。
- 齊藤壽彦 [1999]「貨幣・金融における信用の重要性」財団法人政治経済研究所『政経研究』第73号, 11月。
- 齊藤壽彦 (2002)『信認・信認・信用の構造——金融核心論——』初版, 泉文堂。
- 齊藤壽彦 (2003)「貨幣, 金融政策と社会的信認」『政経研究』第81号, 11月。
- 齊藤壽彦 (2004)「武士道と企業再生」『政経研究』第83号, 11月。
- 齊藤壽彦 (2013)「大震災後の金融機関の業務継続と被災中小企業への金融支援」柴健次・太田三郎・本間基照編著 (2013)。
- 齊藤壽彦 (2013・6)「近年における日本国債発行——信用と財政信認の視点から——」公益財団法人政治経済研究所『政経研究』第100号, 6月。
- 齊藤壽彦 (2014・3)「東日本大震災と被災中小企業支援金融—政策金融と信用保証を中心として」千葉商科大学経済研究所『国府台経済研究』第24巻第2号, 3月。
- 齊藤壽彦 (2014)『信認・信認・信用の構造——金融核心論——』第3版第5刷, 泉文堂。
- 齊藤壽彦 (2016・6)「日本の公的信用補完制度の現状と課題」『地方金融史研究』第47号, 6月。
- 齊藤壽彦 (2016・9)「地方創生における地域金融機関の役割と課題」千葉商科大学経済研究所『CUC View & Vision』第42号。
- 齊藤壽彦 (2017・3)「日本財政の持続可能性に関する信認の構造——財政構造の健全化, 財政健全化制度, 財政健全化目標を中心として——」千葉商科大学『千葉商大論叢』第54巻第2号, 3月。
- 齊藤壽彦 (2017・10)「公的信用補完制度の中小企業・小規模事業者に果たす役割」『中小商工業研究』第133号, 10月。
- 齊藤壽彦 (2018)「地域金融機関の事業性評価融資 (I)——事業性評価の仕組と視点——」『千葉商大論叢』第56巻第2号, 11月。

- 齊藤壽彦（2019・3）「地域金融機関の事業性評価融資（Ⅱ）——事業性評価融資推進方策——」『千葉商大論叢』第56巻第3号，3月。
- 齊藤壽彦（2019・7）「地域金融機関の事業性評価融資推進の背景（Ⅰ）」『千葉商大論叢』第57巻第1号，7月。
- 坂井恵（2018）「わが国の企業会計制度と日本的経営（Ⅰ）—信頼の問題を中心として—」『千葉商大論叢』第56巻第2号，11月。
- 坂井恵（2020）「会計の性質と機能—信頼形成のための責任実践として—」『千葉商大論叢』第57巻第3号，3月。
- 鎮目雅人〔2009〕『世界恐慌と経済政策』日本経済新聞出版社。
- 柴健次・太田三郎・本間基照編著（2013）『大震災後に考えるリスク管理とディスクロージャー』同文館出版。
- 澁谷耕一（2006）『経営者の信頼を勝ち得るために——変化の時代における銀行員のコミュニケーション術』金融財政事情研究会。
- ロバート・ブルース・ショー著，上田淳生訳（1998）『信頼の経営』ダイヤモンド社。
- Shaw, Robert Bruce (1997) *Trust in the Balance*, California.
- 神野直彦（2010）『「分かち合い」の経済学』岩波書店。
- 新保恵志（2021）『金融サービスの未来—社会的責任を問う』岩波書店。
- ゲオルグ・ジンメル著，居安正訳（1994）『社会学』（上）白水社。Simmel, Georg (1908) *Soziologie: Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung*, Rammstedt, O.
- アンドレアス・ズーハネク著，柴田明・岡本丈彦訳（2017）『企業倫理：信頼に投資する』同文館出版。Suchanek, Andreas (2015) *Unternehmensethik: In Vertrauen investieren*, Tübingen.
- ソーントン著，渡辺佐平・杉本俊朗訳（1948）『ソーントン・紙券信用論』実業之日本社。
- Thornton, Henry (1978) *An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain*, 1802, reprinted edition, A. M. Kelley.
- 高巖（2006）『「誠実さ」（インテグリティ）を貫く経営』日本経済新聞社。
- 竹田茂（2001）『信用と信頼の経済学』日本放送出版協会。
- 中條秀治（2016）「株式会社の本質」日本経営学会『経営学論集』第86集，6月。
- 寺田欣司（1997）『支店長が読む「銀行業務改善隻語」百八十撰』近代セールス社。
- 友杉芳正・田中博・佐藤倫正編著（2008）『財務情報の信頼性』税務経理協会。
- 西川元彦（1984）『中央銀行』東洋経済新聞社。
- 西山真司（2018）「政治学における信頼研究」小山虎編著（2018）。
- 西山真司（2019）『信頼の政治理論』名古屋大学出版会。
- 畠山洋輔（2008）「信頼への機能的アプローチ——ルーマン信頼論再考——」関東社会学会『年報社会学』第21号。
- 西口敏寛（2008）「社会システム論」明治安田生活福祉研究所『クオータリー生活福祉研究』第17巻第2号。
- 速水優（2004）『中央銀行の独立性と金融政策』東洋経済新聞社。
- 樋口範雄（1999）『フィデュシャリー [信認] の時代』有斐閣。
- 深澤映司（2003）「日本銀行のバランスシート劣化はなにが問題か」『金融ジャーナル』8

月号。

- フランシス・フクヤマ著, 加藤寛訳 (1996) 『「信」無くば立たず』三笠書房。Fukuyama, Francis (1995) *Trust*, New York.
- タマール・フランケル著, 溜箭将之監訳, 三菱UFJ信託銀行Fiduciary Law研究会訳 [2014] 『フィデューシャリー——「託される人」の法理論』弘文堂。Frankel, Tamar T (2011) *Fiduciary Law*, Oxford University Press,
- 村田裕志 (2015) 「解釈学的—社会システム論としてのルーマン理論」成城大学『社会イノベーション研究』第10巻第1号, 2015年1月。
- 森本紀行 (2016) 『フィデューシャリー・デューティー—顧客本位の業務運営とは何か』ビジネス教育出版社。
- 森本紀行, 坂本忠弘, 谷崎由美編著 (2018) 『フィデューシャリー・デューティー・ワークショップ——金融における顧客本位な働き方改革』金融財政事情研究会。
- 山岸俊男 (1998) 『信頼の構造』東京大学出版会。
- 山岸俊男 (1999) 『安心社会から信頼社会へ』中央公論新社。
- ナン・リン著, 筒井淳也・石田光規・桜井政成・三輪哲・土岐智賀子訳 (2008) 『ソーシャル・キャピタル——社会構造と行為の理論』ミネルヴァ書房。Lin, Nan (2001) *Social Capital: A Theory of Social Structure and Action*, Cambridge University Press.
- カーメン・M・ラインハート&ケネス・S・ロゴフ著, 村井章子訳 (2011) 『国家は破綻する金融危機の800年』日経BP社。63, 99, 101-102ページ。Reinhart, Carmen M. & Rogoff, Kenneth S. (2009) *This Time Is Different: Eight Centuries of Financial Folly*, Princeton.
- ニクラス・ルーマン著, 大庭健・正村俊之訳 (1990) 『信頼:社会的な複雑性の縮減メカニズム』勁草書房。Luhmann, Niklas (1973), *Vertrauen: ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität*, F. Enke.
- 渡辺努・植杉威一郎 (2008) 『検証 中小企業論』日本経済新聞出版社。
- Hausman, Joshua & Wieland, Johannes (2015) “Overcoming the Lost Decades? Abenomics after Three Years,” *Brooking Papers on Economic Activity*, pp. 385-431.
- Kaplan, R. M., (1973) “Components of Trust: Note on Use of Rotter’s Scale,” *Psychological Reports*, Vol. 33, pp. 13-14.
- Sako, Mari (1992) *Prices, Quality and Trust: Inter-Firm Relations in Britain & Japan*, Cambridge University Press.

(2022.1.29 受稿, 2022.3.14 受理)

〔抄 録〕

本論文は、金融論（money and banking）の核心をなす信頼、信認、信用の基本構造を明らかにする研究の一環をなすもので、紙面と時間の関係上、信頼と一般的信認を除く信認について検討した。貨幣の基礎をなす一般的信認と銀行の基礎をなす信用の検討は次号に譲った。

信頼・信認は人間社会が円滑に機能するためのもので、極めて広範な領域において存在する。本論文は信頼・信認の基礎概念を整理した。そのうえで、信頼および信認を基礎とする信認が金融とどのようにかかわっているかを明らかにした。信頼、信認に関する多くの先行研究を参考にしながら、金融論に適合的な信頼・信認の捉え方をした。

銀行は貸出業務を相対取引で行うなど、特定の関係のある人または組織を相手とする。この場合の銀行と信頼との関係を、誠実性と他者への思いやりに基づく信頼、安心としての信頼、能力に対する期待としての信頼、会計情報に対する信頼とに分けて解明した。また、銀行は社会に開かれた活動を行うが、その多様な機能を信頼が支えている。銀行と社会的信頼との関係を、社会システムに対する信頼と社会からの信頼とに分けて検討した。

銀行と信認との関については、まず特定の関係のある者との間で成立する信託、信認関係と銀行との関係を考察した。次いで、多くの人の暗黙の合意として成立する社会的信認と銀行との関係を、銀行のコンピュータシステム、銀行システムに対する信認の維持、金融政策当局に対する信認、財政に対する信認の確保の観点から解明した。

信頼・信認が維持されるためには条件が必要である。このことを本論文で明らかにした。